

下請セーフティネット債務保証事業の導入について

◆ 下請セーフティネット債務保証事業とは

墨田区から公共工事を受注し施工している中小・中堅元請企業が、区から債権譲渡の承諾を得て、未完成工事請負代金債権を事業協同組合等に譲渡することによって、同組合等から工事の出来高を担保とした運転資金を調達することができる制度です。

事業協同組合等が金融機関から融資資金を調達する際、(財)建設業振興基金(※)が債務保証を行うため、元請企業にとって有利な運転資金を提供することができます。

※財団法人建設業振興基金・・・建設業の振興に寄与することを目的として、昭和50年に国と建設業者団体等からの拠出によって設立された公益法人です。

◆ 下請セーフティネット利用条件

1 利用できる請負企業

建設業振興基金に出えんしている事業協同組合等に加入している企業

2 対象工事

- (1) 請負金額1000万円以上の区発注工事を受注した中小・中堅元請企業受注のもの
- (2) 工事の進捗状況が全体の50%以上を経過したもの。
- (3) 工事が申請年度内に終了するもので、履行期限まで2週間以上工期があるもの
- (4) 債権譲渡を認めることが不相当と判断される工事以外のもの

3 債権譲渡の承諾・契約

- (1) 履行保証人と契約している場合、履行保証人の承諾を得ること
- (2) (財)建設業振興基金から債務保証を認められた事業協同組合等と債権譲渡契約を締結すること
- (3) 墨田区から債権譲渡の承諾を得ること

◆ 期待される効果

元請企業にとっては

- ◆ **資金繰りの改善**……従来の出来高払、完成払に比べ簡易な手続きで短期間のうちに工事請負代債権を現金化できるため、資金繰りの改善を図ることができます。
- ◆ **低利で安定的な資金調達**……(財)建設業振興基金による債務保証と保証事業会社等による協力預託制度があるため、企業が金融機関から直接借入れするよりも低利で資金調達ができます。

下請企業にとっては

- ◆ **迅速かつ適切な下請代金支払の確保**……事業協同組合等から元請企業へ融資を行なう際に、「下請企業への支払状況・支払計画書」が提出されるため、計画に基づき下請企業に対して支払われます。
- ◆ **元請業者が倒産した場合の下請代金の確保**……元請企業倒産時、債権譲渡契約の下請保護特約条項に基づき下請企業へ一定の代金が支払われるため、下請企業への影響を最小限にとどめることができます。

【適用時期】 平成17年11月1日

【問合せ先】墨田区役所契約課契約担当(工事) Tel:5608-1111 内線(3875~3877)



◆ 下請セーフティネット債務保証事業の流れ

- 1 この事業を利用しようとする元請企業は、まず事業協同組合等との間で、墨田区の承諾を停止条件とした債権譲渡契約を締結します。
- 2 次に、元請企業と事業協同組合等との連名で、墨田区に債権譲渡の申請を行ないます。
- 3 これに対し、墨田区は債権譲渡の承諾(又は不承諾)の通知を行ないます。
- 4 債権譲渡が承諾されたときは、事業協同組合等は、(財)建設業振興基金の債務保証を受け、金融機関からの融資を受けます。
- 5 事業協同組合等は、元請企業に対し、譲渡された債権を担保として、出来高の範囲内で融資を行ないます。
- 6 元請企業は、事業協同組合等から借り受けた資金を、下請代金として一次下請企業に支払います。
- 7 墨田区は、債権譲渡受人である事業協同組合等に対して工事代金を支払います。

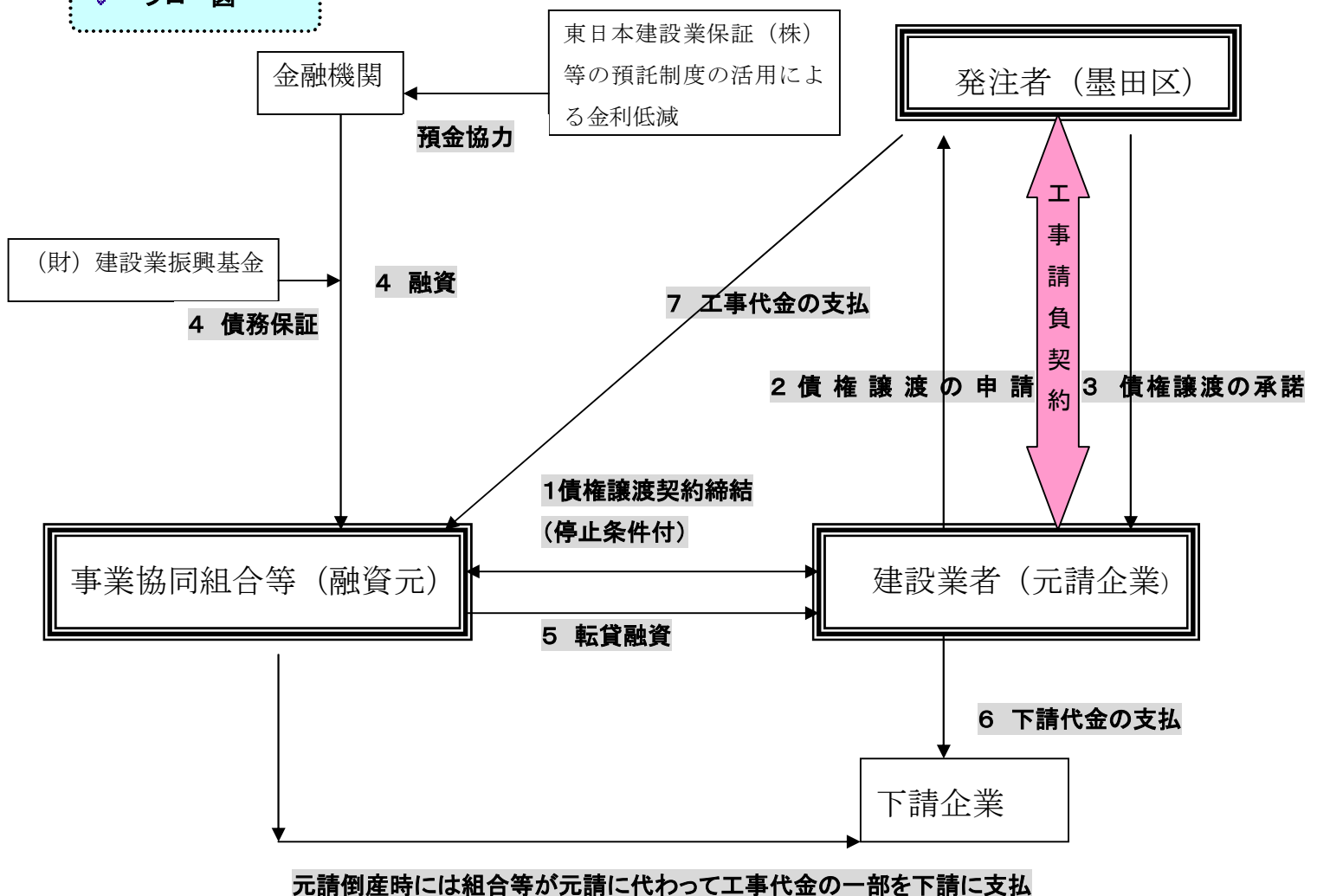
※通常の場合

事業協同組合等は、受け取った工事代金から元請企業に貸し付けた金額を清算のうえ、残額があれば元請企業に返還します。

※元請企業が倒産した場合

協同組合等は、受け取った工事代金から元請企業に貸し付けた金額を清算のうえ、債権譲渡契約の定めにしたがって、下請保護方策を講じます。

◆ フロー図



債権譲渡承諾依頼書

平成 年 月 日

(発注者) 御中

(甲) 債権譲渡人
所在地
商号又は名称
代表者職氏名

工事請負
契約書の
使用印

(乙) 債権譲受人
所在地
名称
代表者職氏名

実印

(担当者) 職・氏名

TEL

債権譲渡人（以下「甲」という。）が墨田区（以下「区」という。）に対して有する工事請負契約書（区と甲との間で締結された平成 年 月 日付けの工事請負契約書）に基づく下記の未完成工事代金債権を、「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」（平成11年1月28日建設省経振発第8号、平成14年12月18日国官会第1811号、国地契第59号、国総振第140号等。以下「国土交通省通達」という。）に基づく「下請セーフティネット債務保証事業」（以下「保証事業」という。）を利用するために、債権譲受人（以下「乙」という。）と締結した平成 年 月 日付けの債権譲渡契約証書に基づき、乙に譲渡することにつき、工事請負契約書第5条第1項ただし書きに規定する承諾をいただきますよう依頼します。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、甲の下請企業に対する適切な支払の確保を図るものとします。

なお、工事請負契約書第37条に規定する「かし担保責任」は、甲に留保されていることを申し添えます。

記

1 譲渡対象債権

譲渡される甲の工事代金債権は、本件請負工事が完成した場合において工事請負契約書第26条第2項の検査に合格し引渡した既済部分に相応する請負代金額から既に支払いを受けた前払金、部分払金及び工事請負契約（以下「請負契約」という。）により発生する区の請求権に基づく金額を控除した額の全額とします。

ただし、請負契約が解除された場合においては、工事請負契約書第34条第1項の既済部分の検査に合格し引渡した既済部分に相応する請負代金額から既に支払いを受けた前払金、部分払金及び請負契約により発生する違約金等の区の請求権に基づく金額を控除した額の全額とします。

(1) 工事名

(2) 工事場所

(3) 契約締結日 平成 年 月 日

(4) 工期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(5) 請負代金額 金 円

(6) 支払済前払金額 金 円

(7) 支払済部分払額 金 円

(8) 債権譲渡額 金 円 [平成 年 月 日現在見込額]

((8) = (5) - (6) - (7))

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、(5)及び(8)の金額は変更契約後の金額とします。この場合、甲及び乙は、速やかに工事代金債権計算書を区に提出します。

〔様式1〕

- 2 上記譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び甲倒産等時の当該工事に係る下請人等の債権を担保するものであって、乙が甲に対して有するそれ以外の債権を担保するものではありません。また、上記工事の請負代金債権については、譲渡、差押、質権の設定その他の権利の移動又は設定等がなされていないことを申し添えます。
 - 3 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害する行為は行いません。
 - 4 甲倒産等時の下請企業等の保護に関しては、甲及び乙が責任を持って行い、区には一切ご迷惑をおかけいたしません。
 - 5 乙においては、国土交通省通達及び方法書等の保証制度に係る諸規定に従い、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、甲の下請企業に対する適切な支払いの確保を図るものとします。
 - 6 保証制度の手続に関し必要な既済部分の確認は、乙が責任を持って厳正に行います。
 - 7 乙は、請負契約に基づき区が行う既済部分の査定結果については、一切異議を申し立てません。
 - 8 本件債権譲渡の承諾を得た後は、本件工事の部分払金及び請負代金の請求は乙が行い、甲は一切の請求を行いません。
 - 9 上記のほか、甲及び乙は、保証制度に係る国土交通省通達及び方法書等財団法人建設業振興基金が定める諸規定及び「下請セーフティネット債務保証事業に係る債権譲渡の承諾の取扱いについて」並びに工事請負契約書の条項等を遵守します。
- 10 本件に関する乙の連絡先及び担当者

所 属 _____
職・氏名 _____
電話番号 _____

平成 年 月 日

(甲) 御中
(乙) 御中

債権譲渡承諾書

上記の未完成公共工事に係る工事代金債権の譲渡承認依頼については、工事完成引渡債務不履行等工事請負契約に基づく建設工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、建設工事請負契約書第5条第1項ただし書の規定により承諾します。

なお、建設工事請負契約書第37条に基づく甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添えます。

記

- 1 甲及び乙は、上記債権譲渡承諾依頼書記載の事項を遵守すること。

発注者 _____ 印

確定日付印欄	
--------	--